

いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針

令和7年1月

旭川市教育委員会

目 次

1	本指針について	1
2	公表の在り方について	1
(1)	公表の意義（目的）	1
(2)	公表の影響	1
(3)	個人情報保護やプライバシーの観点	2
3	本市教育委員会の基本的な方針	3
4	調査結果の公表について	4
(1)	公表資料	4
(2)	関係者に対する確認	4
(3)	公表の方法	4
(4)	公表する期間	4
	（参考）概要版の例	5

1 本指針について

本指針は、旭川市教育委員会（以下「本市教育委員会」という。）が、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する調査結果の公表を検討するに当たり、その基本的な方針等を明らかにするとともに、その方針等を、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）及びその保護者に対し、分かりやすく正確に伝えることを目的とするものである。

本市教育委員会は、本指針に則り公表の有無を決定するが、今後の公表の状況やいじめに関する社会的動向などを踏まえ、必要に応じて本指針の見直しも図りながら、柔軟に検討するものとする。

2 公表の在り方について

文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）」（以下「ガイドライン」という。）では、調査結果について「公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。」とされている。

(1) 公表の意義（目的）

ガイドラインでは、「調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。」とされている。

公表の意義（目的）としては、次のような点などが考えられる。

- ア 社会全体でいじめの問題を考えていく契機となり、再発防止を含むいじめ防止対策に資すること
- イ 地域に開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止に向けた風通しの良い教育環境を創りあげること
- ウ 学校や教育委員会が、当事者として真摯に向き合い、児童生徒の育成を第一義とした公正かつ適切ないじめ指導体制の構築や教育行政の推進に役立てること
- エ 調査組織の公正性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保つこと

(2) 公表の影響

ガイドラインでは、「個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があってはならない。」とされている。

公表による影響としては、次のような点などが考えられる。

ア 調査への重大な影響

調査結果の全てを公表することとした場合、当該事案の事実関係を解明するために聴き取り等をする児童生徒、保護者及び教職員等（以下「調査対象者」という。）に以下のような事態が懸念され、調査に重大な影響が生じることが考えられる。

- (ア) 調査対象者において供述者が自己であることの発覚を懸念して、事情聴取等への真摯な回答を得られなくなることや、非協力的・消極的な態度をとられてしまうなど、事実の把握が難しくなる。
- (イ) 各関係機関（児童相談所、警察、相談機関、医療機関及び他の教育機関等）において、調査対象者を含む当該事案の関係者（以下「関係当事者」という。）との関係性や自らの事業執行への影響を懸念し、十分な回答が得られなくなる。

イ 公表による関係当事者への影響

いじめは社会的に関心の高い問題であり、特に重大な結果が生じた事案については、マスコミによる報道がなされたり、時には事実に基づかない根拠のない噂がインターネットやSNS上で拡散されたりすることが想定され、公表することにより、以下のような関係当事者への影響が懸念される。

- (ア) 同じ学校の保護者や地域住民等などの、学校情報や生活情報が共有され得る特定の範囲においては、公表事実が閲覧されることで、関係当事者の個人が特定されたり、日頃の人間関係の状況や心情等を知られたりすることになり、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じる。
- (イ) 詳細な人間関係や言動の様子、争いや対立の実情が明確になることによって関係当事者と周囲の児童生徒やその保護者等との関係に影響が出て、対象児童生徒の登校再開や立ち直り、いじめを行った児童生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等に支障が生じるなど、児童生徒の成長が阻害される。
- (ウ) いじめの要因に児童生徒の病気や特性、家庭内の人間関係や経済的事情等が密接に絡んでおり、調査報告書にも記載されている場合、プライバシーに関わる内容が晒されかねない。
- (エ) インターネット上での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される状況が起こり、興味本位の書き込みや誹謗中傷による重大な人権侵害と児童生徒の成長を阻害する状況が生じかねない。

(3) 個人情報保護やプライバシーの観点

ガイドラインでは、次のとおり示されている。

- ・公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行う。
- ・ただし、調査報告書における学校等の対応についての指摘や課題に係る記述まで公表しないこととすると隠蔽ではないかと外部からの不信を招く可能性があり、いたずらに個人情報保護やプライバシーを盾にすることはあってはならない。

また、ガイドラインでは、公表に当たっては、個人情報保護法における個人情報の利用及び提供の制限に関する規定だけでなく、地方公共団体における情報公開条例等学校の設置者が保有する文書の開示について別途ルールを設けている場合には、当該条例等に基づいた対応が必要となることについても示されている。

ア 旭川市情報公開条例における規定

本市においては、旭川市情報公開条例第8条において、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの、個人識別符号が含まれるもの又は公開請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお公開請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は、原則として非開示とする旨を規定している。

イ 公表を行うべきでないと判断する部分の基準

一般の方が個人識別できる基準で情報を非開示とする考え方を一般人基準といい、一般の方では個人識別ができないものの、特定の関係者であれば個人識別の可能性のある情報も非開示とする考え方を特定人基準（関係者基準）という。

いじめ調査の公表は、関係児童生徒にとっては地域社会の生活を超えて広く大衆の目を向けられることとなる。また、一旦、メディアやSNS等に掲載されると、記録として永久に残っていくことになる。

このような懸念から、特定人基準に基づき、一般の方のみならず特定の学校関係者等であっても個人識別できないよう配慮するものとする。

3 本市教育委員会の基本的な方針

公表における意義（目的）や影響を総合的に勘案し、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、対象児童生徒及びその保護者の意向や特定人基準を踏まえ、個人情報保護法や旭川市情報公開条例の不開示となる情報等も参考にして、個人を特定できる情報や調査の過程で得られた機密情報等公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上、弁護士等の調査に携わった第三者による精査を経て、調査結果を公表するものとする。

ただし、対象児童生徒及びその保護者の意向に反し、いじめの事実を明らかにすることは不適切であると考えられることから、対象児童生徒又はその保護者のどちらか一方でも公表を望まない場合には、調査結果の公表は行わない。

また、対象児童生徒及びその保護者の希望により、調査の実施自体を外部に対して明らかにしないまま重大事態の調査を行った場合や、対象児童生徒及びその保護者が詳細な調査を望まなかった場合なども、公表しないことがある。

なお、この方針については、重大事態の調査を実施する前に、対象児童生徒及びその保護者にあらかじめ説明する。

4 調査結果の公表について

(1) 公表資料

上記の基本的な方針を踏まえ、本市教育委員会が調査報告書の概要版（以下「概要版」という。）を作成し、公表資料とする。

(2) 関係者に対する確認

ガイドラインでは、「公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に概要版を事前に提示するなどして確認をとることが必要である。」とされている。

公表に至るまでの具体的な手順は以下のとおりとする。

ア 調査開始時

対象児童生徒及びその保護者に対し、本指針を示し、対象児童生徒又はその保護者のどちらか一方でも公表を望まない場合には、原則として非公表とすることなど、本市教育委員会の公表に関する方針を説明する。

イ 調査結果の説明後

対象児童生徒及びその保護者に対し、改めて本指針を示し、本市教育委員会の公表に関する方針について説明した上で、公表の意向を確認する。

いじめは児童生徒自身の身近な問題であることから、保護者の意向だけでなく、対象児童生徒の発達段階や特性を踏まえて、本人にも丁寧に説明し、双方の意向を確認する。また、公表する内容については、個人が特定されないようにするとともに、公表することにより、関係児童生徒の学校生活、学校が行う支援や指導等に支障をきたすことがないよう配慮することについて説明する。

ウ 公表の決定後

対象児童生徒及びその保護者に対し、概要版の案を提示し、公表の内容について確認する。

また、いじめを行った児童生徒及びその保護者に対し、本市教育委員会の方針に基づき公表することや、公表する内容については、個人が特定されないようにするとともに、公表することにより、関係児童生徒の学校生活、学校が行う支援や指導等に支障をきたすことがないよう配慮することについて説明した上で、概要版の案を提示し、公表の内容について確認する。

(3) 公表の方法

誰もが容易に内容を閲覧できる状態におくことを「公表」とし、旭川市ホームページへの概要版の掲載により公表する。

(4) 公表する期間

公表期間は、6か月を基本とするが、公表中に、対象児童生徒及びその保護者の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止することとする。

(参考) 概要版の例

市立学校におけるいじめの重大事態に関する調査報告書（概要版）

第1 事案の概要

(略)

第2 調査組織及び調査期間

(学校主体による調査の場合)

- ・学校いじめ対策組織に〇〇や〇〇の第三者を加え、公平性・中立性を担保した調査組織にて調査を行った。

(教育委員会主体による調査の場合)

- ・教育委員会職員に〇〇や〇〇の第三者を加え、公平性・中立性を担保した調査組織にて調査を行った。
- ・〇〇、〇〇、〇〇の分野からなる〇人の委員で構成された旭川市いじめ防止等対策委員会にて調査を行った。

調査期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までである。

第3 いじめの定義等

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条第1項に定義する「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」であり、

- i 対象児童生徒と他の児童生徒の間の事象であること
- ii 対象児童生徒に対する他の児童生徒の行為があること
- iii 対象児童生徒が心身の苦痛を感じていること

の3つの要件からなる。

本事案における対象児童生徒に対するいじめを行ったとされる児童生徒の行為について、前述の法の定義等に基づき、いじめに該当するかを検討した。

第4 いじめの有無

第5 〇〇〇〇〇〇について

第6 〇〇〇〇〇〇について

※事案の概要、いじめの有無については、客観的事実のみを記載する。

※第5以降の項目については、調査内容を踏まえ、「学校や教育委員会の課題について」や「再発防止策について」等とする。